

令和6年度 基山中学校の生活（みだしなみ）

年 組 号 名前

身だしなみについて

1. 制服①（～令和4年度）

①男子制服

夏…白半袖開襟（かいきん）シャツ 冬…黒学生服上下（標準型）

○シャツや学生服のボタンはきちんとしめる。夏の開襟シャツは出さない。

○ズボンはウエストの位置ではき、裾（すそ）は床につかない長さ。

○ベルト…黒色で無地。必ず着用する。（編みベルトやバックルが大きいベルトは着用しない。）

②女子制服

夏…白色半袖セーラー服、襟空色、白線3本線。

冬…紺色長袖サージセーラー服上下。白線3本線。

○ネクタイ…冬～紺色、夏～空色

○スカート…丈は、ひざがかくれる長さです。

※成長によりスカート丈が短くなった場合は裾（すそ）を調整すること。

セーラー服…上着丈を必要以上に短くしない。（両手をあげたときに下着が見えないこと）

制服②（令和5年度～）

男女問わずスラックスかスカートを選択できます。

○スラックスはウエストの位置ではき、裾（すそ）は床につかない長さ。スラックスには、ベルトを着用します。ベルトは黒色で無地のものを着用します。（編みベルトやバックルが大きいベルトは着用しない。）

○スカート…丈は、ひざがかくれる長さです。

※成長によりスカート丈が短くなった場合は裾（すそ）を調整すること。

○ブレザーは、フック式の留め金を使用することでボタン位置を左右両方の前身頃に付け替えができる 男女共用タイプです。

○ジャケットの下には、白の長袖のポロシャツ（夏は半袖のポロシャツを着用します。）

○冬服（ブレザー）には、男女問わずネクタイかリボンを選択し、着用します。

○ブレザーのインナーとして、Vネックのニットベスト、Vネックの袖有りニットを着用できる。色は黒・紺の単色無地とする。

2. アンダーシャツ（制服の下に着るもの）

夏服・冬服ともに下は、単色で落ち着いた色とする。（落ち着いた色：白・黒・灰・紺・茶）

※制服の袖（そで）や裾（すそ）からはみださないこと。フードつきのものは不可。

※ハイネックやタートルネックは認めないが、セーラー服のアンダーシャツが首元から少し出るのは認める。

3. 名札… 学年ごとに指定された色で線が入った取り外し式ネームプレート。

（学校内でのみ使用。登下校時は取り外す。）

男女とも胸ポケットの口布につける。

4. 通学靴 …白の単色、黒の単色、もしくは白・黒配色の運動靴

外での体育の授業に使用するので、底の厚いものは使用できない。

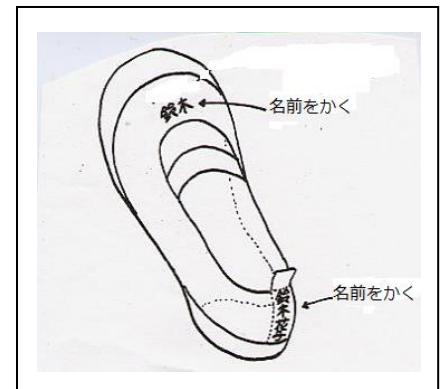
※以下の靴については違反となる。

①白・黒以外の色の付いたもの

②ハイカットのシューズ

5. 上履き…1年生～青色、2年生～緑色、3年生～黄色

○上靴には右の図のように、2か所に名前を書くこと。



6. 体育関係

①上トレーナー・下ジャージ（本校指定）マーク・ネーム入り。

②長袖・半袖シャツ（本校指定）マーク・ネーム入り。

③ハーフパンツ（本校指定）

④体育館シューズ。（袋つき、本校指定） ⑤帽子（本校指定）

7. ソックス

- ①色は白・黒・灰・紺の単色でワンポイント(足首両面可)まで(レースやフリル付き等は認めない。)
- ②長さは、くるぶしが隠れる長さとする。それより短いものは不可。
- ③大きなロゴやマークなどは不可。ロゴやマークの色は落ち着いた色とする。

8. 防寒具

- ①学校が許可したウインドブレーカー
 - ・登下校での着用を認める。(ウインドブレーカーの下は、教室に入った後すぐに脱ぐ。)
 - ・ウインドブレーカーは棚・バッグの中にきれいに入れる。
- ②手袋、マフラー、ネックウォーマー…下記の条件を守ることによって許可する。
 - ・色は落ち着いたもの(白・黒・灰・紺・茶など)とする。
 - ・登下校のみに使用し、室内では着用しない。
 - ・登校時は教室に入った後すぐに外す。
 - ・安全上、長いものは衣類の中に入れる。(自転車などでの巻き込み防止)。
 - ・ニット帽の着用は認めない。
- ③カイロ類の使用を認めるが、マナーを守って使用する。(学校のゴミ箱に捨てず、自宅で処分する。)
- ④タイツはオークル・黒・紺の着用を認める。(厚さ指定なし。柄がついたものは認めない。)
- ⑤感染症予防として常時換気する必要があるため、膝掛けの使用を許可する。(柄は無地かチェックなど、色は白・黒・灰・紺・茶など)使用場所は、教室(特別教室を含む)とする。マナーを守って使用する。

9. 通学カバン

下記の条件にあったものとする。

- ① 学校指定スクールバッグ、セカンドバッグを使用する。(スクールバッグは両手に通して背負う。)
- ② 登校時はスクールバッグを使う。セカンドバッグのみやその他のバッグのみでは登校しない。
- ③ バッグは区別できるようにキーホルダーは1個つけることは認める。大きさは卓球ボール程度。

10. 頭髪

- ・清潔で活動しやすい髪型とする。
- ・前髪は目に、後ろ髪は襟にかからないようにする。それ以上伸ばす場合は結ぶ。
- ・結び方は、一つ結びまたは二つ結びにし、その位置は耳の上の線より下とする。
- ・おじぎをして顔をあげた後、目が見えるようにしておく。
- ・ヘアピン(黒)を使う場合は、常に目が見えない状態にする。(カッチンどめは使用しない。)
- ・ゴムの色は、黒・紺・茶色とする。

③その他

- ・ドライヤー、ヘアーアイロン等を使って変わった髪型にした場合も違反と同様とする。
- ・染色や脱色、整髪料の使用は禁止する。パーマなどの髪への加工も禁止である。
- ・ストレートパーマにするときは、学校長の許可を得て認められる。

※変わった髪型とは(具体的な例)

- ①左右非対称に髪を切る。
- ②他の部分と比べ一部のみ刈り上げることや伸ばすこと。
(ラインを入れる、襟足だけを伸ばす、前髪の一部を伸ばす等)

11. 眉・化粧

- ①眉そりや眉抜きを禁止する。(※眉に手を加えられないように、散髪の際にも自分で申し出る。)
- ②化粧は禁止する。ネックレスやイヤリング、ピアスなどを付けてこない。

12. その他

- ①爪の長さは、個人差があるので、みだしなみ点検の際は本人に確認する。
(衛生上や安全上で問題なければよい。)
- ②胸ポケットには生徒手帳以外は入れず、ヘアピンや櫛、筆記用具などは入れない。
※集会などで筆記用具が必要な場合は認める。